

令和2年9月市議会環境経済委員会資料

第130号議案 長崎市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正理由	1
2 改正内容	1
3 新旧対照表	2～3
4 関係法令（抜粋）	4

商 工 部

令 和 2 年 9 月



長崎市企業立地奨励条例の一部改正について

1 改正理由

中小企業等経営強化法及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整理を行うもの。

2 改正内容

(1) 中小企業等経営強化法の改正に伴う条例改正

本条例において、「中小企業等経営強化法第72条第1項第1号に規定する事業場を賃借して事業を行うもの」(ながさき出島インキュベータD-FLAG入居者が該当)を、企業立地奨励金の交付対象事業者から除外している。

D-FLAGは「起業家の育成や新産業の創出」が設置目的であり、入居者に対し、賃料補助も含めた様々な支援措置を提供しており、「雇用の創出」を目的とした企業立地奨励金との重複を避ける必要があるため除外しているものである。

令和2年6月19日付で、中小企業等経営強化法が改正され、「事業場」を定義している条文が削除されたことから、D-FLAG入居者の定義を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する大学連携型起業家育成施設を賃借して事業を行うもの」とするよう、条文の整理を行うもの。

(2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正に伴う条例改正

平成30年7月6日付で、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律が改正され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、関係条文の整理を行うもの。

ア 短時間労働者の定義に係る改正

同法の改正に伴い、法律の名称に「有期雇用労働者」が加わり「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に改称された。

条例上の短時間労働者の定義において同法を引用していたことから、引用条文の改正を行うもの。

イ 非正規雇用従業員の定義に係る改正

同法の改正により有期雇用労働者が法律上定義されたため、非正規雇用従業員の定義を同法の規定から新たに引用するよう改正するもの。

3 長崎市企業立地奨励条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市企業立地奨励条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年10月7日 条例第27号</p> <p>改正 平成5年9月28日条例第26号 平成10年9月18日条例第30号 平成11年7月15日条例第19号 平成12年3月24日条例第24号 平成13年6月29日条例第19号 平成15年7月18日条例第30号 平成16年9月30日条例第114号 平成17年10月7日条例第98号 平成17年12月28日条例第132号 平成19年9月21日条例第27号 平成20年9月22日条例第38号 平成21年6月29日条例第30号 平成25年3月21日条例第21号 平成25年12月25日条例第77号 平成28年9月30日条例第46号 平成30年12月26日条例第56号 令和元年7月16日条例第36号 令和元年12月26日条例第88号</p>	<p>○長崎市企業立地奨励条例</p> <p style="text-align: right;">昭和63年10月7日 条例第27号</p> <p>改正 平成5年9月28日条例第26号 平成10年9月18日条例第30号 平成11年7月15日条例第19号 平成12年3月24日条例第24号 平成13年6月29日条例第19号 平成15年7月18日条例第30号 平成16年9月30日条例第114号 平成17年10月7日条例第98号 平成17年12月28日条例第132号 平成19年9月21日条例第27号 平成20年9月22日条例第38号 平成21年6月29日条例第30号 平成25年3月21日条例第21号 平成25年12月25日条例第77号 平成28年9月30日条例第46号 平成30年12月26日条例第56号 令和元年7月16日条例第36号 令和元年12月26日条例第88号</p>
<p style="text-align: right;"><u>令和〇年〇月〇日条例第〇〇号</u></p>	
<p>（第1条省略）</p>	<p>（第1条省略）</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 本市において、次に掲げる事業を営む者（<u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第72条第1項第1号に規定する事業場を賃借して事業を行うものを除く。</u>）で、3事業年度以上にわたり継続して法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出（同法第121条の規定により青色の申告書によつて提出する場合を含む。）を行つている内国法人（同法第2条第3号に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）並びにその連結子会社</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 本市において、次に掲げる事業を営む者（<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する大学連携型起業家育成施設</u>を賃借して事業を行うものを除く。）で、3事業年度以上にわたり継続して法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項又は第81条の22第1項の規定による申告書の提出（同法第121条の規定により青色の申告書によつて提出する場合を含む。）を行つている内国法人（同法第2条第3号に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）並びにその連結子会社（会社計算規</p>

(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第19号に規定する連結子会社をいう。以下この号において同じ。)並びに国内又は国外(法人税法第2条第1号に規定する国内又は同条第2号に規定する国外をいう。)において合算して5事業年度以上にわたり継続して事業活動を行つている外国法人(同法第2条第4号に規定する外国法人をいう。)並びにその外国法人に財務及び事業の方針の決定を支配されている法人等として市長が別に定めるもの並びに企業グループ(内国法人及びその連結子会社からなる2以上の法人で構成されるものをいう。以下同じ。)をいう。

(第2条第1号ア～第15号省略)

(16) 正規雇用従業員 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用される者(短時間労働者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。

(17) 非正規雇用従業員 期間の定めのある労働契約を締結し、雇用される者(短時間労働者を除く。)をいう。

(第2条第18号～附則(令和元年12月26日条例第88号)省略)

則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第19号に規定する連結子会社をいう。以下この号において同じ。)並びに国内又は国外(法人税法第2条第1号に規定する国内又は同条第2号に規定する国外をいう。)において合算して5事業年度以上にわたり継続して事業活動を行つている外国法人(同法第2条第4号に規定する外国法人をいう。)並びにその外国法人に財務及び事業の方針の決定を支配されている法人等として市長が別に定めるもの並びに企業グループ(内国法人及びその連結子会社からなる2以上の法人で構成されるものをいう。以下同じ。)をいう。

(第2条第1号ア～第15号省略)

(16) 正規雇用従業員 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用される者(短時間労働者(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。次号において「短時間・有期雇用労働者法」という。))第2条第1項に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。

(17) 非正規雇用従業員 短時間・有期雇用労働者法第2条第2項に規定する有期雇用労働者(短時間労働者を除く。)をいう。

(第2条第18号～附則(令和元年12月26日条例第88号)省略)

附 則 (令和2年〇月〇日条例第〇号)

この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行の日から施行する。ただし、第2条第16号及び第17号の改正規定は、公布の日から施行する。

4 関係法令（抜粋）

○中小企業等経営強化法

改正前	改正後
<p><u>(中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務)</u></p> <p>第七十二条 中小企業基盤整備機構は、事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域(以下「<u>特定高度技術産学連携地域</u>」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 <u>特定高度技術産学連携地域において、工場(高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下この条において「工場」という。)、事業場(高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。)</u>又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行うこと。</p> <p>二 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(削る)</p>

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

改正前	改正後
<p><u>短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の<u>事業所に</u>雇用される通常の労働者(当該<u>事業所に</u>雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該<u>事業所に</u>雇用される労働者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者)の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。</p>	<p><u>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の<u>事業主に</u>雇用される通常の労働者(当該<u>事業主に</u>雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該<u>事業主に</u>雇用される労働者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者)の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。</p> <p>2 この法律において「<u>有期雇用労働者</u>」とは、<u>事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいう。</u></p> <p>3 この法律において「<u>短時間・有期雇用労働者</u>」とは、<u>短時間労働者及び有期雇用労働者をいう。</u></p>